

様式第4号

令和4年 4月15日

伊丹市議会議長  
加藤 光博 様

議員名 小西 彦治



令和3年度政務活動費収支報告について

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり  
令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

## 2021年度 政務活動費収支報告書

議員名 小西 彦治

### 1. 収 入

政務活動費

720,000 円

### 2. 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
1. 調査研究費	0	
2. 研 修 費	0	
3. 広 報 費	720,500	市政報告印刷代・ポスティング代・ ホームページ作成料
4. 広 聴 費	0	
5. 要請・陳情活動費	0	
6. 会 議 費	0	
7. 資料作成費	0	
8. 資料購入費	0	
9. 人 件 費	0	
10. 事 務 所 費	0	
合 計	720,500	

### 3. 残 額

-500 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

# 政務活動費 出納簿

議員名：小西 彦治  
(単位：円)

今年度(政務活動費)予算額 ⇒ 720,000

領収書番号	支出年月日	支出項目	収入額	支払額	支出総額	対予算残額
不(1)要	2021年4月20日	支給額	180,000	0	0	720,000
不(2)要	2021年7月20日	支給額	180,000	0	0	720,000
不(3)要	2021年10月20日	支給額	180,000	0	0	720,000
不(4)要	2022年1月20日	支給額	180,000	0	0	720,000
5	2022年3月31日	広報費	0	88,000	88,000	632,000
6	2022年3月31日	広報費	0	286,000	374,000	346,000
7	2022年3月31日	広報費	0	346,500	720,500	-500

# 政務活動費集計表

議員名：小西 彦治

(単位：円)

支出総額：720,500

月/日	支給額	支 出 項 目										支出額	番領 収 号 書
		調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳 情活動費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所費		
計	720,000	0	0	720,500	0	0	0	0	0	0	0	720,500	
2021年4月20日	180,000												(1)
2021年7月20日	180,000												(2)
2021年10月20日	180,000												(3)
2022年1月20日	180,000												(4)
2022年3月31日				88,000								88,000	5
2022年3月31日				286,000								286,000	6
2022年3月31日				346,500								346,500	7



参考書類 2-1

〔調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費〕 ※該当項目を○で囲む

報 告 書

領収書 番 号	5
------------	---

日時	令和4年3月31日	
場所 (視察地)	大阪府大阪市淀川区西三国3-1-5	
参加者 出席者 相手方	アートデザイン 原 博義	
目 的 内 容 結果 (成果) 等	<p>ホームページ作成料</p> <p>導入を試みた初年度ですので、今後の動向（アクセスログなど）を解析しながら、検証を重ねて参りたいと考えています。</p> <p>SNSなどの繋がりをバナーで告知できる分、伝えたい情報がより多くの市民の方々の目に触れ、活かせて頂けると考えています。</p>	
上記活動に 要した経費	経費の内容・積算基礎等	金 額(円)
	ホームページ作成料	88,000
	合 計	88,000 円

《領収書添付台紙》

領収書 番号	5
-----------	---

【領収書添付枠】（スペースが不足する場合は裏面を使用）  
※重ならないように貼付すること。  
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容	広報費として		
総経費	88,000円	政務活動費として 計上する額	88,000円

No. 04-0013

領収証 小西 彦治 様

金額

¥88,000 -

但ホームページ作成料 として



令和 4 年 3 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等 ( % )

〒532-0006 大阪市淀川区西三国3-1-5

Art Design

代 表 原 博 義



参考書類 2-1

〔調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費〕 ※該当項目を○で囲む

報 告 書

領収書 番号	6
-----------	---

日時	令和4年3月31日	
場所 (視察地)	大阪府大阪市淀川区西三国3-1-5	
参加者 出席者 相手方	アートデザイン 原 博義	
目的 内容 結果(成果) 等	<p>市政報告のポスティング費用</p> <p>連絡先を記載していることで、一定の相談がある。</p> <p>政務活動費の費用に限りがあるので、全戸配布には至らないところが、少々残念に感じる。</p>	
上記活動に 要した経費	経費の内容・積算基礎等	金額(円)
	市政報告 ポスティング代	286,000
	合 計	286,000 円



《領収書添付台紙》

領収書  
番号

6

【領収書添付枠】（スペースが不足する場合は裏面を使用）

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容

広報費として

総経費

286,000円

政務活動費として  
計上する額

286,000円

No. 04-0012

領収証

小西 彦治

様

金額

¥286,000 —

但 市政報告ポスティング代 として

令和 4年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

〒532-0006 大阪市淀川区西三国3-1-5

Art Design

代表 原 博 義



参考書類 2 - 1

〔調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費〕 ※該当項目を○で囲む

報 告 書

領収書 番号	7
-----------	---

日時	令和4年3月31日	
場所 (視察地)	大阪府大阪市淀川区西三国3-1-5	
参加者 出席者 相手方	アートデザイン 原 博義	
目的 内容 結果(成果) 等	<p>市政報告の原稿作成料及び、印刷費用</p> <p>連絡先を記載していることで、一定の相談がある。</p> <p>政務活動費の費用に限りがあるので、全戸配布には至らないところが、少々残念に感じる。</p>	
上記活動に 要した経費	経費の内容・積算基礎等	金額(円)
	市政報告 原稿作成料 (@10,000円×4頁) ×tax	44,000
	市政報告 印刷代 (55,000部×@5.0円) ×tax	302,500
	合 計	346,500円

《領収書添付台紙》

領収書  
番号

7

【領収書添付枠】（スペースが不足する場合は裏面を使用）

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容

広報費として

総経費

346,500円

政務活動費として  
計上する額

346,500円

No. 04-0011...

領収証

小西 彦治

様

金額

¥346,500 -

但市政報告印刷代及び原稿作成料(A3・4頁)として

令和 4年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等( %)

〒532-0006 大阪市淀川区西三国 3-1-5

Art Design

代 表 原 博

義





伊丹市議(2期目) 兵庫県議(1期) 即戦力世代!

伊丹市議会議員

県立伊丹高(42回生)

HIKOJI KONISHI

# 小西彦治

活動報告



令和3年度 定例会における質問内容 (一問一答方式)

## 6月定例会

- ・高齢者のスマホ講習会について
  - ・市立伊丹高校において、情報教科を指導する教員について
  - ・市役所若手職員の挑戦を応援する取り組みについて
  - ・電動キックボードの導入について
- ※赤字の項目は本紙面で取り上げております。

## 3月定例会

- 《公園》
- ・改修工事のサイクルについて
- ・遊具及び業者の選定について
- ・遊具の安全面について
- ・公共施設マネジメントの観点から
- 《共同利用施設》
- ・若松団地跡地の活用方針の変更について
- ・公共施設マネジメントの観点から



【★注目の質問!★】直近の議会で質問しました共同利用施設については、人口減少の中、自治会の後継者・加入率が低下し、年々組織が縮小しているにも関わらず、利用している施設の老朽化問題を、自治会の統廃合により建て替えを含めたあり方を検討する、とあります。しかしながら建て替え大前提で(今回は保育所を取りやめてまで)、市は適切な判断と主張しているところに、そもそも妥当性を一切感じません。

小西は、限られた財源の中、1棟での市の負担が億単位にものぼり、維持するのにも税金が使われます。近隣の公共施設を有効に利活用出来る状況にある中、限られた財源をわざわざ公共利用施設に使うことは無い!と主張しています。今後も引き続き、公共施設のあり方を提言して参ります。(詳細は内面にあります。)

## Profile

《討議資料》

### 《事務所》

〒664-0875 伊丹市野間北6丁目8-26

### 《自宅》

〒664-0893 伊丹市春日丘4丁目110番地

TEL/FAX 072-746-3330

cell 090-7955-0007

e-mail konishi@hikoji.jp

1971年(昭和46年)11月8日 伊丹市に生まれる(東野)

- ・白ゆり幼稚園 卒園
- ・県立伊丹高等学校 卒業(42回生)  
(県高では柔道部・ラグビー部に所属)
- ・神戸大学大学院 法学研究科  
博士課程前期課程修了(政治学修士)

### 一伊丹市内でのおもな活動一

- ・『ひこちゃん先生』の自転車教室 代表
- ・元伊丹市消防団 東野分団 分団長(団員歴17年)

### 一資格など一

- ・第二種大型免許・大型自動二輪免許
- ・日商簿記検定 2級
- ・狩猟免許
- ・講道館柔道 初段(二段に挑戦中!)  
(伊丹柔道教室で小学6年間、稽古しました)
- ・全日本スキー連盟(SAJ)スキー検定2級
- ・(公社)日本プロボウリング協会公認  
プロボウラーライセンス取得 など、他資格多数
- ・左利き(字を書くことと、ゴルフは両利き)



これからますます人口が減少していく社会の中で、ハコモノをどのように統廃合し、現状あるものを利活用していくのかが問われている。

市営若松団地は、中心市街地における待機児童解消対策として民間保育所を誘致することを理由に、市営団地の中で耐用年数が一番経過している団地ではないにも関わらず、地の利における有用性を期待し、先んじて取り壊しを議会として承認したことを記憶している。

その後、サウンディング型市場調査において調査及び開発協議を重ねて頂いたことは認識している。調査の報告では不可解なところが多く、『待機児童解消としての民間保育所誘致が本丸で、複合施設としての構想による事業者の資金調達困難という事業方式が原因で、跡地利用の再開発が困難である。』という回答がありました。その間に地域合意がなされたから、では共同利用施設でいきましょう、ってあまりにも強引に思える。

待機児童解消の施策として、保育所誘致。その1点で進められてきたように理解している。私からすれば待機児童解消という旗印のもと、160<sup>キ</sup>の直球を投げられて、『続けて投げるよ!』と言われながら、超スロー変化球を投げられた、まさに虚をつかれた、そのような思いだ。

方針変更の理由として、複合施設だと融資が困難とある。それは理解できるが、そもそも待機児童解消のための保育所誘致が大前提であるのに、なぜ複合施設にする必要があるのか。

また、方針転換を先に決め、待機児童解消については、『これから場所を含めて探す』というのは本末転倒だが、保育所誘致場所の確保の見込みがあつてのことか？

その矛盾点について改めて当局の見解を伺う。

また、複合施設にした場合、駐車駐輪対策が困難であることを聞いているが、『だったら、保育所単体だったら問題ないのではないか?』という考えに至るが見解は？

#### ◆公共施設マネジメントの観点から

私自身、公営住宅の再編は建て替えよりも民間借り上げを推奨する立場であるが、若松団地に関してはその時期を早め、用途を変更して市の財産を今後保育所として待機児童解消に向け、進めていくことだったので、少なくとも私は、保育所誘致を目的とすることを大前提に、まだもう少し利活用できたであろう若松団地であっても、公共施設マネジメントの観点から取り壊しは致し方のないものと解釈した。

財政基盤部作成の、『がんばってまっせ、伊丹市の財政』令和2年度決算版。そこには伊丹市行財政プランにおいては、簡単にいうとムダを徹底的になくすこと、たくさんある公共施設を集約していくことや、市の魅力を上げていくことに力を入れていこう!という内容で、と説明されている。

それぞれの地域で今後の共同利用施設のあり方を検討されている。集約化について合意が進んでいると伺っているが、だからといって『地域の合意が得られた。土地が余っている。はい共同利用施設を建てましょか。』とはならない。公共施設の有効活用として、近隣にはいたみホールがある。平日週末関わらず集会室の稼働状況を鑑みても、地域の方々が利活用するには十分な状況であると、この地域に限っては利活用の対象となり得ますし、また公共施設としましては小中学校がある。

学校教育法第137条(学校施設の社会教育への利用)では、学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。とある。

また、社会教育法第45条(学校施設利用の許可)では、

1 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設のりようを許可しようとするときは、あらかじめ学校の長の意見を聞かなければならない。

社会教育法47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

とある。要は何か。学校長の判断で地域に教室を貸すことができる、ということに他ならない。

そこで質問です。引き続き待機児童解消に向け、保育所単体での誘致を検討すべきと考えるが、当局の見解をお聞かせ願う。人口減少の中、公共施設マネジメントの観点から、公共施設を有効に利活用できる環境があれば、まずはそれを検討すべきであり、拙速に共同利用施設の建設という結論には至らないと考えるが、当局の見解は。

### 答弁（総合政策部長）

売却は困難と判断し、当面の間、借地により活用していくこととし、公共施設整備のニーズが無いという前提で、待機児童対策として民間保育施設を誘致する方向で検討を始めた。

その後、地域から共同利用施設等の統合・再編に向けての意見集約がなされ、その再編先として若松団地の跡地活用について、要望書が提出されたことを受け、民間保育施設と地域コミュニティ施設の複合施設化の検討を進めてきたが、事業の担い手となる民間保育事業者等との対話や、土地開発や施設整備における技術的な検討において、解決し難い問題が浮き彫りとなった。阪急伊丹駅周辺における民間保育施設の確保については、民間事業用地で募集・整備し、若松団地跡地は地域コミュニティ施設単独整備で活用する方針とすることが待機児童対策と共同利用施設の再編という2つの行政課題の解消につながる最適な手法であると考えている。

### 小西の意見・要望

小学校3年生の時、当時私は荻野小学校に通っていた。鴻池小学校が出来て、新たに校区割が出て、隣の瑞原は校区、東野はそのまんまで、非常に羨ましかったという経験をしている。そりゃキレイな学び舎が良かった。その分勉強したのかは定かではないが。

新しいのが良いのは普通の感覚。建ててくれるなら建てて欲しい。市民の方々の立場であれば、誰が『伊丹市の財政大丈夫？』って考えます？考えないといけないのは部局と、それをチェックする議員という立場だ。そこがダダ漏れになってしまうと、手が付けられない。

高度経済成長期は人も増え、税収も増え、イケイケどんどんで良かった時代もあった。でも、これから人口減少社会を迎えるにあたり、人が減っていく見込みがあり、それに合わせて歳入も減っていくから、歳出も当然減らしていけないといけないのはご周知のとおりだ。

だったらいつやります？ どこで舵切ります？ 今でしょ。

共同利用施設においては『他やってるから、うちも建ててよ』って訳にはいかない。今までがむしろ議員としてのチェックが甘かったのかと我ながら反省しきりだ。市民の皆様、すみません。

他の公共施設を利活用する手立てがあり、今後維持管理費がかかり、担い手が不足することが懸念される中、最低限、次世代の担い手に引き継げることが保証されることがセットだ。人員がしっかりと次世代まで機能することが保証されないのに、未来への投資とは言えない。ハコモノ行政で苦い経験をしていることを、また繰り返すのか？

公共施設マネジメントの観点から、あるものを有効にみんなで活用する、知恵を出し合う、我慢できるころは我慢するということをやらないと、ほんとに限られた財源の中でやりくりするのは大変な時代がやってくる。

一度膨れ上がった歳出を抑えていくにはやはり大規模な行政改革が必要だ。行革は私の今期の公約の1丁目3番地あたり。

是非ともその意識をしっかりと持っていただき、市民に真摯に説明する姿勢が、マネジメントを司る行政の役割だと思うところだが、ご答弁からは全く期待できない。

この問題は引き続き取り組む最重点課題の1つとして引き続き関係委員会などで提言して参る。

## 【令和3年度6月定例会】

### ◆電動キックボードの導入について

伊丹市内を軽やかに走り抜ける電動キックボード。市高生が通学に利用できる、そのような環境整備に期待！

昨今、よいも悪いも電動キックボードの話題がちまたで話題になっている。21世紀に入るとモビリティ業界も一気に近未来化が進み、御存じ、セグウェイが話題になった。しかし、海外では自由に走れるのに日本では規制が厳しく、また高額であるということも結果として普及しなかった理由だ。そのセグウェイに台頭するかのように現れたのが電動キックボード。2017年に米国でシェアリングが始まると、1台500ドル以下という安さに加え、軽くて持ち運び可能ということで一気に広まった。

日本初ヘルメット着用が任意の電動キックボードシェアリングサービス「LUUP」が2021年4月23日よりスタートした。自動車の普通免許を持っていれば誰でも専用スマホアプリから予約、利用できる利便性が話題で、都内200か所、渋谷区、品川区、世田谷区、港区、目黒区の全域の公道で自由に乗り降りでき、また、コロナ禍の今、密を避ける新しい移動手段として世界でも注目を集め、スカートやスーツでも乗りやすい新世代ビークルとして人気を集めている。

神奈川県藤沢市では、市役所本庁から近隣の部署への移動に電動キックボードを活用する実証実験を今年5月に開始し、次世代のモビリティとして今後利用が広まることを想定し、電動キックボードの普及に向け、事前に操作の説明を受け試乗した職員約30人が公道走行を試みたり、学生などにも利用してもらい利便性や安全性を検証した。電動キックボードは道交法上は原動機付自転車扱いで、運転免許証やヘルメットの装着が必要だが、特例措置では、15キロ以下の速度で走行した場合には、ヘルメット着用が任意となる。

伊丹市でも地の利を生かした取組として、自転車道の整備を進めてきましたが、ここに来て近未来のモビリティであります電動キックボードを普及させるには絶好の環境であると感じましたが、伊丹市として今後、他市に先んじて電動キックボードの導入について検証をされてみてはいかがか、当局の見解をお聞かせ願う。

### 答弁（都市交通部長）

電動キックボードのような新たなモビリティにつきましては、昨年度改定した伊丹市総合交通計画の実施施策におきましても、新しい移動手段の研究として掲げ、情報収集等を行っている。

議員から御案内の現在行われている電動キックボードの取組は、産業競争力強化法に基づく新事業特例制度を活用したものであり、経済産業大臣から認定を受けた4つの民間事業者において電動キックボードの安全性の検証や適切な規制を検討していくに当たっての判断材料を提供していくことなどを目的として認められたものです。これらの事業は決められたエリア内において、ヘルメットの着用を任意にするなど、新しい電動キックボードの事業を本年10月までの期間限定で行うことを認められているものであり、今後、実証結果を踏まえて、規制の見直しなどが検討される。

電動キックボードは1人乗りであることから、自転車や原動機付自転車に代わるものと考えられる。本市においては、平たんなまちの特性などにより、自転車の利用率が高く、自転車レーンの整備も進んでいるが、自転車と電動キックボードの混在による安全性も懸念され、慎重に判断せざるを得ない。このような状況を踏まえると、電動キックボードはその特性から将来性が期待できるものの、まだまだ課題も多いことから、実証実験の検証結果や道路環境を踏まえた法整備、社会的受容性など、その動向に十分に注意していく必要があるものと考えます。

### 小西の意見・要望

電動キックボードですが、なかなか難しいとは思いますが、私自身も高校のときに、16歳で原付の免許取れるのにもかかわらず、取れないというところに違和感すごく感じてた立場だった。

ここで伊丹市が先んじて取組を行っていただくことを期待する。